

(特別教育修了者対象) **伐木等業務（チェーンソー）特別教育
＜小径木補講＞のご案内**

日 時 **5月19日(火) 9:00~15:00**
開催場所 (公社) 日高地域人材開発センター
浦河町東町うしお2丁目3番1号
講習指導機関 林業・木材製造業労働災害防止協会浦河分会

受講料無料
定員3名

＜補講について＞

現行の特別教育の修了者は、こちらの補講を受けないと、令和2年8月1日以降は作業に就くことができません。

対 象 者 18歳以上で新ひだか町または新冠町に住民登録があり、次のいずれかに該当し通年雇用を望まれている季節労働者の方

- ①雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方
 - ②離職者であって、直前の雇用保険が「短期雇用特例被保険者」であった方
 - ③離職者であって、直前の雇用保険が「受給資格を有しない一般被保険者」であり、前々職の雇用保険が「短期雇用特例被保険者」であった方
- (※②、③は平成31年4月1日より前に離職した方を除く)

申込受付期間 **4月27日(月) 12時まで**
定員(3名)を超える申し込みがあった場合は、抽選とさせていただきます。定員に達しない場合は、4月30日(木)まで受付し、定員に達し次第受付を終了とさせていただきます。

申 込 方 法 電話での受付と致します。

提 出 書 類 申込受付後の提出となります。

- ・ 「受講申込書 兼 承諾書」(受付後に配付)
- ・ 「雇用保険特例受給資格者証」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」
- ・ 顔写真1枚 ※3ヶ月以内に撮影した写真(縦3cm×横2.5cm)
- ・ 住所が確認できるもの(運転免許証、住民票等)
- ・ 伐木(チェーンソー)特別教育(安衛則第36条第8の2号)(小径木)の修了証の写し(両面)

受 講 料 **無 料**
※ただし、以下につきましては、受講費用(15,000円)は全額自己負担となります。

- ◆受講当日のキャンセルをされた場合
- ◆遅刻及び受講期間中に「自己都合(会社都合)」により、途中退席等をされて、修了証が発行されなかった場合